

【フィリピン在留日本人の配偶者又は子に対する短期滞在査証】

2023年5月

A. 該当するケース

フィリピンに長期滞在査証をもって滞在し、当館に在留届を提出している日本国籍の方の配偶者又はその子（特別養子を含む。）が、短期間日本に渡航する場合

☞ 当該日本人が観光等を目的とした短期滞在査証をもって当地に滞在している場合、この査証は申請できません。

B. 提出書類（各書類の詳細は、[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00898.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)）

※は当館 HP でダウンロード可

【申請人が用意する書類】

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

〔日本人配偶者（又は親）に関する書類〕

- ⑤ 外国人登録証明書写し
- ⑥ パスポート写し（身分事項ページ及び現在有効なフィリピン査証のあるページ）

〔主たる生計維持者に関する書類〕

- ⑦ 在職証明書（または収入源が確認できるもの）
  - ・提出できない方→その旨の理由書（様式自由）
- ⑧ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）
  - ・提出できない方→預金残高証明書

【数次有効査証を希望する場合（過去1回以上の日本渡航歴が必要）】

☞ 数次有効査証を所持していても、原則として、「短期滞在」の在留資格で1年の半分以上を日本で過ごすことは不可（長期滞在可能な在留資格が必要）

- ⑨ 数次有効査証発給希望書※
- ⑩ 戸籍謄本